

令和8年第12回定例公安委員会会議録

開催日時 令和8年4月23日(木) 午前11時08分～午後2時24分

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後1時57分

2 出席者

公安委員会 久本委員長 笠田委員 杉原委員

警察本部 梅田警察本部長 渡邊警務部長 渡邊首席監察官
山柘生活安全部長 細田刑事部長 宮田交通部長
永島警備部長 山田警察学校長 永井情報通信部長
生田警務部参事官

(事務局等～柳原公安委員会補佐室長、総務課員)

3 議題事項

- 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命(令和8年度)(警務部)
- 警察職員等の援助要求(警備部)

(1) 鳥取県留置施設視察委員会委員の任命(令和8年度)(警務部)

警察本部

鳥取県留置施設視察委員会委員については、鳥取県留置施設視察委員会委員の任命及び解任等の手続に関する規程に基づき、警察本部長から公安委員会に対し、委員にふさわしい方を上申し、任命していただいている。

今年度の委員は、弁護士会、教育委員会、医師会、自治会連合会からそれぞれ推薦された4人であり、4人全員から再任の了承をいただいている。留置施設視察委員会の位置付けについては、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、留置業務管理者である警察署長に対して、留置施設の運用に関して意見を述べる機関であり、警察部外の第三者で構成されている。委員会は警察本

部に置き、委員会からの意見や、意見を受けて警察が講じた措置については、毎年県警察ホームページに掲載し、公表している。委員については、人格識見が高い方を任命することとされており、平成17年に監獄法が刑事収容施設法に改正される際に、委員には地域住民のほか、弁護士等の法律関係者、医師、地方公共団体の職員等を含めることが望ましいとの有識者からの提言があり、当県警察においても鳥取県留置施設視察委員会設置当初から、弁護士会、医師会、教育委員会又は地方公共団体、自治会連合会から委員の推薦を受け、公安委員会に上申ししているところである。委員の身分は、地方公務員法に規定される特別職の非常勤職員であり、守秘義務が課せられており、違反した場合には罰則がある。本県警察においては、鳥取県留置施設視察委員会条例により、委員の定数は4人とされており、その任期は1年で、2回に限り再任が可能となっていることから、毎年、関係団体から推薦を受け、今年度は4人が再任となっている。留置施設視察委員会の具体的活動内容について、委員には、各警察署留置施設を視察していただき、また、被留置者と面接するなどし、留置施設の実情を把握していただいた上で、留置業務管理者である警察署長に意見を述べていただいている。公安委員会で承認いただいた上で、委員には任命書を交付するとともに、留置施設の概要や被留置者の推移等について説明し、視察準備を進めることとしている。

以上のとおり、鳥取県留置施設視察委員会委員の任命について、御審議をお願いする。

委員

各推薦団体から、見識の高い方を推薦していただいた。委員の皆様には、留置施設を視察していただき、被留置者との面接をしていただくという非常に重要な任務を行っていただく。4人の方が再任であり、経験を生かして留置施設の運営の改善、向上のため、より積極的な御意見が賜れると思う。委員の任命について、上申があったとおりにお願いしたい。

委員

4人の方が再任となる。留置施設に関して、昨年以上に改善点を見つけていただき、意見をいただけたらと思う。

委員

被留置者の人権や処遇など、外部の視点から施設運営を御確認いただく非常に重要な委員会である。委員会から寄せられた意見等については、真摯に受け止め、丁寧な対応をお願いしたい。

(2) 警察職員等の援助要求（警備部）

警察本部

秋篠宮皇嗣殿下の「日本植物園協会第61回大会」御臨席及び地方事情御視察に伴う警衛警備に万全を期すため、大阪府公安委員会及び岡山県公安委員会に対し、援助要求を求める。

委員

秋篠宮皇嗣殿下におかれては、7年ぶりの鳥取県へのお成りとなる。大会への御臨席と併せて地方を視察していただけることは、大変有り難いことで、安心して鳥取県を視察していただけるよう、万全の体制でお願いする。必要な隊を派遣要求されるとのことで、報告のあったとおりに進めていただきたい。

委員

援助要求について、よろしく願います。県警察職員についても、業務に従事することによりレベル向上につながると思うので、経験を積んでいただきたい。

委員

広域的な連携は、有事の際の対応力を高める上で欠かせないことである。任務の円滑な遂行をお願いする。

4 報告事項

- 懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和7年度第4四半期）（警務部）
- 令和8年度機動警察通信隊の指名及び訓練の実施（情報通信部）

（1）懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果（令和7年度第4四半期）（警務部）

警察本部

警察本部から、令和7年度第4四半期の懲戒処分等の状況及び随時監察の実施結果について報告があった。

委員

非違事案防止については、全国警察の重要な課題である。鳥取県警察としても他人事ではなく、しっかりと取り組んでいただきたい。実施結果を報告していただいたが、小さなことが大きなことにつながるのが常であり、一人でもできていない職員がいると、鳥取県警察全体がということになる。全員でルールを徹底するということを、再確認してもらいたい。

委員

交番・駐在所など、職員の人数が少ない勤務環境においては立ち寄りを強化していただきたい。引き続き、よろしく願います。

委員

随時監察の結果を報告していただいたが、記載漏れ、無施錠といった、簡易的なミスが多いと感じる。厳正な対応と併せて、再発防止と職員への教養の徹底を願います。

(2) 令和8年度機動警察通信隊の指名及び訓練の実施（情報通信部）

警察本部

機動警察通信隊は、警察庁の訓令である機動警察通信隊運営要則第3条において、各県情報通信部に機動警察通信隊を設置すると規定され、同要則第6条において、出動事案現場において警察事務の執行のため必要な通信を確保することを任務とし、その活動は、警察通信施設の臨時の設置及び運用、警察官に対する運用上の技術指導のほか、出動事案現場等における通信の確保のため、必要な活動を行うものとされている。令和7年中における主な活動は、皇族や政府要人の警衛・警護等において映像伝送を実施したほか、警察署長からの要請に基づく捜査支援カメラの設置、また、県外においても広島県における令和7年度一連の大規模警備の情報通信対策に万全を期すため、隊員の応援派遣を行っている。この度、春の定期人事異動により新体制となり、隊員が入れ替わったことから、4月8日に警察本部大会議室において、令和8年度の鳥取県機動警察通信隊の指名式を挙行し、情報通信部長から有事即応体制の確保、現場対応力の技能向上、各種訓練の積み重ねと体調管理の徹底について訓示を行った。隊員は、隊長を中心とした融和団結と、有事の際に万全を期す覚悟を新たにしたところである。また、指名式当日の朝には、県内で大規模地震が発生したことを想定し、部内全職員に対して非常招集連絡システムに基づく伝達訓練を行うとともに、指名式終了後に大会議室において立てこもり事案が発生したとの想定に基づく現地指揮本部の設営訓練、警衛・警護等を想定した各種映像資機材の取扱要領訓練、県警察本部内の総合指揮室の視察を行っている。立てこもり事案を想定した現地指揮本部の設営訓練では、迅速かつ的確に映像伝送を行うため、無線装置の立ち上げやカメラ映像の配信要領などに関して、実戦的な訓練を行ったほか、警衛・警護を想定した映像伝送資機材の取扱要領に関しては、送信する側の端末操作の習熟と総合指揮室内の受信設備及びモニターを確認し、映像の受信要領の画面切替についての訓練を行い、送受信両面でのスキルアップを図ったところである。

4月15日には、捜査第一課主催の身代金目的誘拐事件捜査訓練、翌16日には人質立てこもり事件の捜査訓練に参加し、突発事案発生時の対処能力向上に努めている。今後は、大規模災害発生を想定し、機動隊と航空隊にも協力いただき、無線中継所への燃料搬送を想定したヘリコプターからのホイス降下訓練など、

今年度も引き続き県警察の各部門と連携した実戦的訓練を積み重ねることにより、隊員個々の技術力の練度を高め、突発的な事案が発生した場合においても的確に対応していく所存である。

委員

機動警察通信隊による通信の確保は警察活動の生命線である。機動警察通信隊の動きが人命に関わってくると思うので、スキルアップをしていただき、有事の際にしっかりとした対応ができるよう、よろしくお願いする。

委員

有事があった際に機材が上手く扱えるよう、訓練を積んでいただきたい。

委員

機動警察通信隊は、災害や重大事件の現場で通信を確保するという、警察の基盤を担う部隊だと思う。新体制となり、今回の訓練を契機に、有事の際に力を発揮できるよう、日頃からの訓練の積み重ねをお願いしたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・令和8年度鳥取県留置施設視察委員会委員の任命
- ・警察職員等の援助要求

4 報告事項

監察案件の報告

5 決裁

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。